

# 武豊町保育料徴収金基準額表

(単位：円)

世帯区分	階層	3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
生活保護世帯	第1階層	0	0	<p style="text-align: center;"><b>無 償</b></p> <p>※給食費（主食費・副食費）は実費徴収となります。</p> <p>ただし、年収360万円未満相当世帯の児童と、第3子以降の児童については、副食費（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。</p>		
市町村民税非課税世帯 (4月1日から8月31日までは前年度分、9月1日から3月31日までは今年度分)	第2階層	無 償	無 償			
市町村民税課税世帯 (4月1日から8月31日までは前年度分、9月1日から3月31日までは今年度分)	市町村民税所得割額 48,600円未満	第3階層	11,800 5,900			8,800 4,400
	48,600円以上 57,700円未満	第4A階層	24,000 12,000			21,000 10,500
	57,700円以上 77,101円未満	第4B階層	24,000 12,000			21,000 10,500
	77,101円以上 97,000円未満	第4C階層	24,000 12,000			21,000 10,500
	97,000円以上 169,000円未満	第5階層	42,300 21,150			39,300 19,650
	169,000円以上 301,000円未満	第6階層	47,600 23,800			44,600 22,300
	301,000円以上 397,000円未満	第7階層	50,100 25,050			47,100 23,550
397,000円以上	第8階層	52,600 26,300	49,600 24,800			

注)各階層の下段の額が半額負担分

○年齢は、入所年度の4月1日現在の満年齢を基準とします。

○世帯とは、住民票の世帯ではなく、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）としています。

○第2階層から第4A階層までに属する世帯から入所する場合で、当該世帯の保護者等が養育、監護している子どものうち、第1子(最年長)が入所する場合は、全額負担。第2子(第1子(最年長)以外のうちの年長)が入所する場合は、半額負担(階層下段額)。3人目以降の児童が入所する場合は、保育料については免除します。

○第4B階層から第8階層までに属する世帯から2人以上入所・入園(保育所、幼稚園又は認定こども園等)している場合においては、保育料を次表の割合により算出した額をその児童の徴収金とします。

第4B階層～第8階層	
最年長児	全額
最年長児以外の児童のうち年長児	半額
その他	免除

○第4B階層から第8階層までに属する世帯から入所する場合で、保護者等が養育、監護している満18歳未満の児童が3人以上いる世帯の児童のうち、当該世帯の3人目以降の児童であって、保育の実施が行われた日の属する年度において満3歳に達していない児童（当該児童が年度の途中で満3歳に達した場合においても、当該年度中は対象児童とみなす。）の保育料については、保護者の申請に基づきこれを免除します。

○保育料を決める所得割額を計算する場合において、婚姻によらずにひとり親となった者に対しても地方税法第314条の2第1項第8号及び同条第3項による所得控除の規定を申請に基づきみなし適用します。